

伐採届の提出を不要とする場合を 追加する見直し

35

豊田市 産業部 農林振興室 森林課



現状



現状

- 森林所有者等は、樹木の伐採を行う場合に「伐採及び伐採後の造林の届出書(以降、伐採届という)」を提出する必要がある。
- 37 • 豊田市においては、令和3年度の伐採届件数全263件のうち、施設管理上必要最小限の危険木又は支障木の伐採は、26件。間伐に係る伐採届は109件。このうち約半数は、市の補助又は事業により行われるものである。



課題（支障①～③）



課題(支障)「本提案74」

- 市の補助を受ける間伐の場合は、森林所有者等は間伐を開始する前90日から30日までの間に伐採届を提出するが、それとは別に市は補助金の交付申請を受け、交付を決定している。
- 39 • 交付申請の際に添付される事業計画書においても、伐採届の記載事項である森林所有者の氏名、森林の所在地、伐採面積、伐採方法、伐採齢、樹種、伐採率が記載される。
- 改めて伐採届の提出において、新たに確認する事項はなく、森林所有者等に負担をかけている。



課題(支障)「本提案74」

- 市の事業により間伐する場合であっても伐採届の提出が必要となっている
- 伐採届の提出先である市長が事業主体でもあることから、当該間伐について市の森林整備計画への適合性を伐採届によって確認する必要はなく、伐採届を提出させる必要性はない。



課題(支障)「本提案75」

- 施設や宅地に隣接する裏山の危険木や支障木を伐採する必要がある場合、必要最小限の伐採であっても伐採届の提出を要する。
- 41 ● 施設管理者や山林所有者が危険を感じても最低でも30日後からの伐採開始となるため、迅速な対応がとれず、倒木による施設や宅地の損傷、市民が怪我を負うなどの危険性がある。



課題(支障)「本提案75」

- 伐採届の提出は、過剰な伐採を防ぐ森林保全を目的とするものであるが、こうした伐採は伐採面積が僅少であるため、森林保全に影響を与えるものではなく、森林簿や森林計画図に反映するといった活用もされていない。



課題(支障)まとめ

市の補助金対象の間伐

市が実施する間伐

市が間伐内容を把握できている。

施設の維持管理のための伐採

小規模である。緊急で



課題(支障)「共通」

- 伐採届の作成、提出及び受付等の処理が森林所有者等及び地方公共団体にとって大きな事務負担となっている。



解決策（提案内容）

45



解決策(提案内容)

- 伐採届の提出が不要となる場合を規定する
森林法第10条の8第1項各号又は森林法施行規則第14条各号に以下の3号を追加する。

46

森林所有者等が市町村の補助を受けて間伐する場合

市町村の事業により間伐する場合

施設管理上、必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合



効果



効果

- 市の補助を受ける間伐及び市の事業による間伐においては、事業完了検査を実施するため、伐採届による監視よりも監視体制が強化される。
- 倒木による施設や宅地の損傷、市民が怪我を負う等の危険性を回避することができる。
- 地方公共団体の伐採届に係る事務負担が軽減される。
- 森林所有者等の伐採届の作成等に係る事務負担が軽減される。

